

# CPA通信

2015年4月

Vol.75

## マイナンバー制度

(社会保障・税番号制度)

## 会社での対応

発行



経営改善に取り組みませんか。

**島田公認会計士・税理士事務所**

〒923-0938 石川県小松市芦田町2丁目12番地

TEL 0761-22-0043 FAX 0761-21-0243

e-mail info@ss-cpa.jp

URL <http://www.ss-cpa.jp/>

## 1. マイナンバーとは

国や地方自治体が社会保障と税の情報を効率よく管理するため、日本に住む全ての人に割り当てる12桁の番号。2013年5月に国会で社会保障と税の共通番号（マイナンバー）法が成立し、16年からの導入が決まった。15年10月から住民票がある市町村から郵送で、世帯ごとに番号通知が始まる。生まれてから死ぬまで原則として同じ番号を利用する。

企業には16年から従業員やその家族、アルバイトなどの源泉徴収票や社会保険関係の書類にマイナンバーを記載して国や自治体に提出する義務が生じる。マイナンバーで所得情報や納税、保険料納付実績などを管理することで、税金や保険料の徴収、給付の適正化に役立てる。

## 2. マイナンバー制度への対応

### ①個人番号（12桁）と法人番号（13桁）

平成27年10月から個人（住民票の住所）、法人（登記上の所在地）に通知される。  
法人番号はインターネットで公表。

### ②利用範囲

社会保障	年金資格取得・給付、雇用保険資格取得・給付、ハローワーク事務等 医療保険料・福祉分野等
税	確定申告書、支払調書、源泉徴収票、給与報告
災害対策	

### ③税務関係（平成28年分から）

申告書・届出書・支払調書等に番号記載  
支払調書では、支払者及び支払を受ける者の番号記載  
源泉徴収票には、控除対象配偶者・扶養親族の番号も記載、用紙はA6からA5へ変更

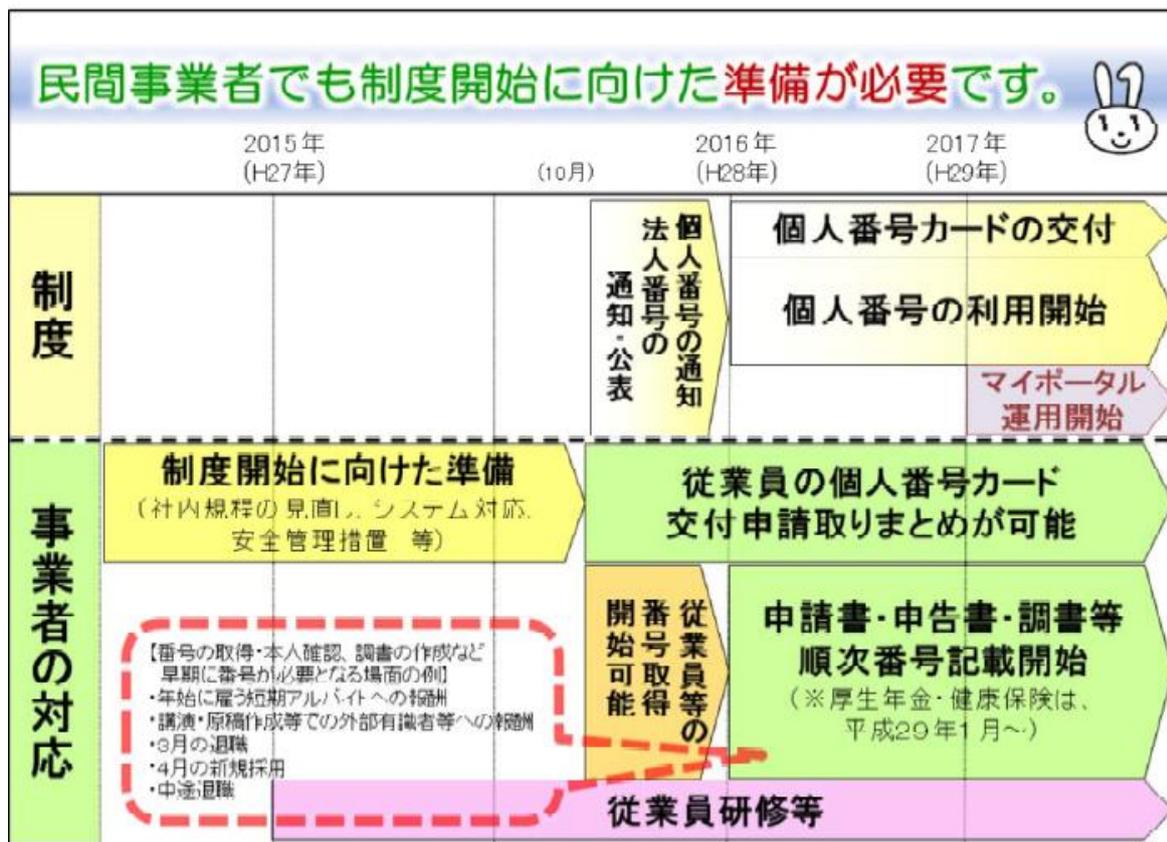
### ④利用拡大

健康保険証、印鑑登録、資格証明、身分証明  
戸籍、預貯金、医療情報他

### ⑤会社等でも制度開始に向けた準備が必要

社内規定の見直し、システム対応、安全管理措置、研修

### 3. スケジュール



(マイナンバーHP より)

2015年10月～	市区町村が12桁のマイナンバーを通知
2016年1月	マイナンバー制度開始 ・国や自治体が税や社会保障の個人情報を管理 ・個人カードの交付
2017年～	ネット上に個人専用ページ開設
2018年以降	預金口座に任意で番号を登録 (法案審議中)
	戸籍への適用 (検討中) 医療情報を管理し、医療費の使用を適正化 (検討中)
2021年～	預金口座への登録の義務化を検討